

企業長提出議案第 1 号

静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日をもって南伊豆地域清掃施設組合が静岡県市町総合事務組合から脱退し、及び静岡県市町総合事務組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

大井上水道企業団企業長 染 谷 絹 代